

平 30.11.7
総 20 - 2

説 明 資 料

〔国際課税について〕

平成 30 年 11 月 7 日 (水)
財 務 省

目次

- ・ 「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理(平成28年11月14日) [抄] 3

1. 過大支払利子税制

- ・ BEPS行動4 最終報告書の概要等 5
- ・ 【参考】第三者への利子の支払いにおけるBEPS(行動4 最終報告書パラ3をもとに作成) 6
- ・ BEPS行動4 最終報告書の勧告内容と日本の過大支払利子税制 7
- ・ 【参考】主要国における利子控除制限制度の概要 8
- ・ 【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例①(デットプッシュダウン) 9
- ・ 【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例②(負債による資金調達と非課税所得) 10
- ・ 【参考】国際収支統計における「直接投資(負債)」及び「その他投資」の状況 11

2. 移転価格税制

- ・ 移転価格税制の概要 13
- ・ BEPS行動8の勧告のポイント 14
- ・ BEPS行動8: 移転価格算定方法の整備(DCF法) 15
- ・ BEPS行動8: 評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles: HTVI)への対応 16
- ・ 【参考】評価困難な無形資産(HTVI)アプローチに係る移転価格ガイドライン等の関連規定(抄・仮訳) . . 17
- ・ 【参考】世界の特許保有件数上位50社の国別の状況・日本の知財使用料収支の推移 18

1. 今後の国際課税改革に当たっての基本的視点

- ・ 日本企業の健全な海外展開や国際競争力向上に貢献しつつ、租税回避を適切に防止できるような制度を見直すことが必要。
- ・ 日本が「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施に範を示し、租税回避防止に向けたグローバルな取組みをリードすることが必要。

2. 個別の制度設計に当たっての留意点

<移転価格税制>

- ・ 「BEPSプロジェクト」最終報告書の内容、及び今後改訂される「OECD移転価格ガイドライン」を踏まえて、今後、日本の「移転価格税制」見直しを検討することが必要。

<過大支払利子税制>

- ・ 「過大支払利子税制」を見直すに当たっては、現在50%である閾値引下げの必要性と程度、及び適用対象や特別ルール等について「BEPSプロジェクト」最終報告書の勧告を踏まえた検討が必要。

1. 過大支払利子税制

問題意識

- ✓ **利子**は、国際的なタックスプランニングで利用できる**利益移転技術のうち、最も簡単なものの一つ**。
- ✓ **多国籍企業グループが利子を用いたタックスプランニング**を行うことができることにより、**競争上歪み**が生じ、資本所有中立性にネガティブな影響を与える。また、これにより**税収が減少し、税制の完全性に影響**が生じうる。
- ✓ 利子を用いた税源浸食・利益移転が生ずる場合として、**関連者間借入を用いて過大な利子の損金算入を生じさせるケース**や、**企業グループ内の高課税法人に第三者借入を集めるケース**（6頁参照）などが挙げられる。



勧告

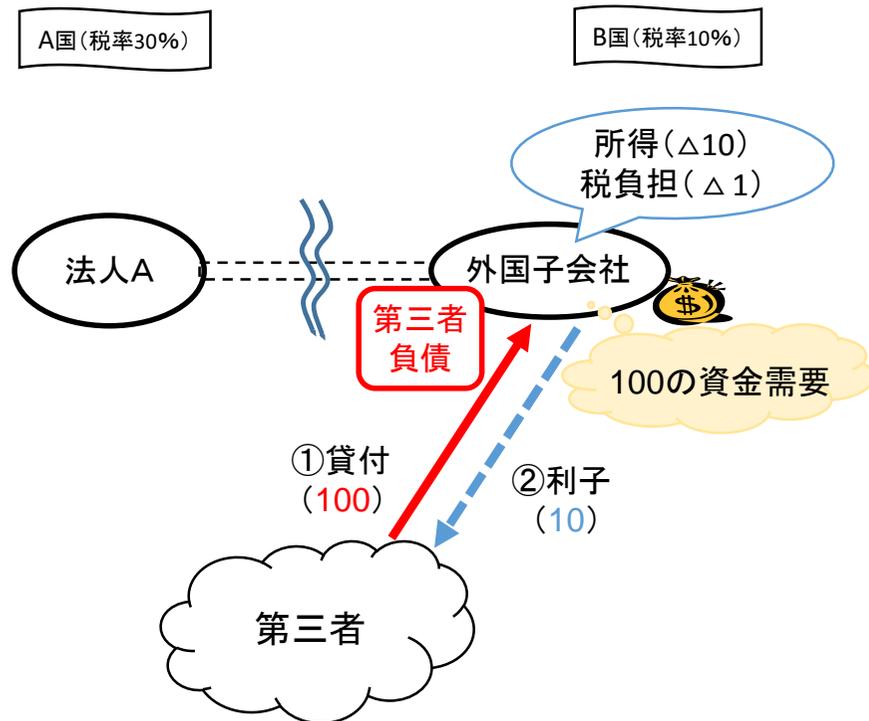
- ✓ 上記の問題に対抗するため、**企業の純支払利子の損金算入を利子・税・償却前所得(EBITDA) (※)の10%~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告**。
※ EBITDA : Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization
- ✓ 同制度は、**適用が容易**であり、**企業の課税所得に利子の損金算入を直接リンク**させることで利子を用いたタックスプランニングに対して**相当程度堅固**となるとしている。

【参考】第三者への利子の支払いにおけるBEPS

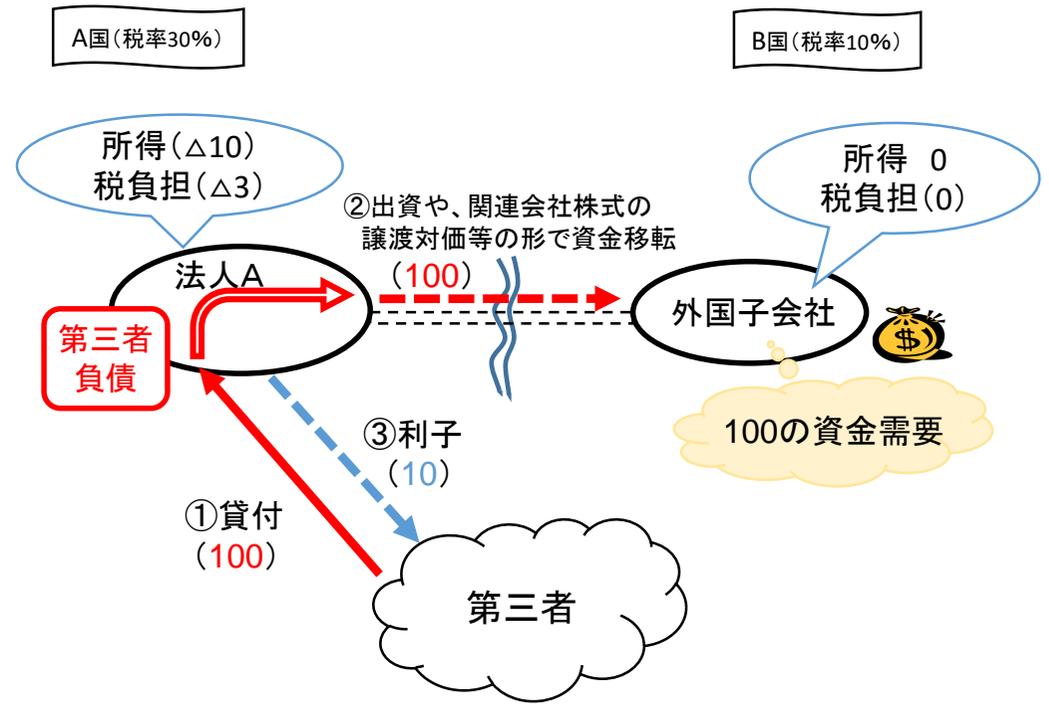
(行動4最終報告書パラ3をもとに作成)

- 国際企業グループにおいて100の資金需要があり、10の資金コスト(利子)を支払う事例。
- 第三者借入であっても、それをいずれの国の法人が行うかの選択により、所得移転を生じさせ、グループ全体の税負担を引き下げることができる。

【事例1】



【事例2】

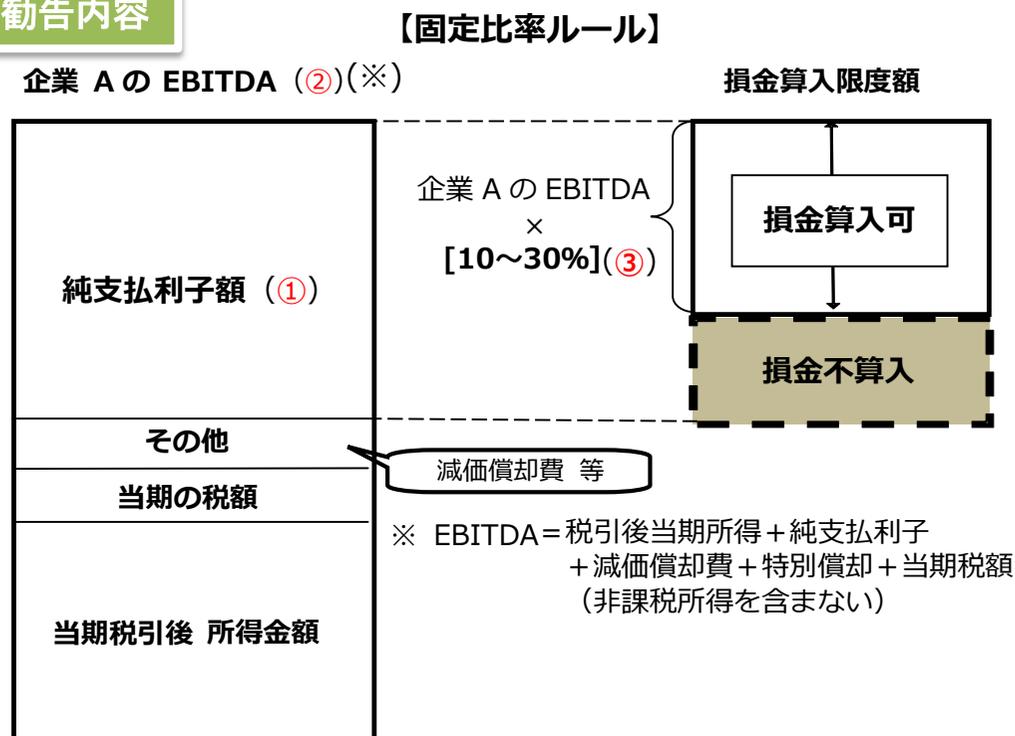


⇒ 事例1と比較し、グループ全体で税負担減(△2)

BEPS行動4最終報告書の勧告内容と日本の過大支払利子税制

- BEPS行動4では、純支払利子の損金算入をEBITDAの10%~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。
- 平成24年度税制改正において導入した日本の「過大支払利子税制」は同様の考え方に基づく制度であるが、対象となる利子やEBITDA(調整所得)の定義、基準値についてBEPS勧告と異なっており、検討が必要。
- その際、通常の経済活動に与える影響等にも配慮しつつ、BEPSリスクに的確に対応できるよう検討していく必要。

BEPS行動4最終報告書の勧告内容



⇒日本の過大支払利子税制におけるBEPS行動4最終報告書の勧告内容との主な相違点

- ①対象とする利子: **関連者純支払利子等の額のみ**
- ②調整所得(EBITDA): **国内外の受取配当益金不算入額を含む**
- ③基準値: **50%**

【参考】主要国における利子控除制限制度の概要

2018年11月1日現在(未定稿)

国名 項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
通称 (導入年)	過大支払利子税制 (2012年)	利子控除制限制度 (2018年) ^(注1)	利子控除制限制度 (2017年)	利子控除制限制度 (2008年)	過少資本税制 (1991年)
基本的な 仕組み	法人の関連者等への純支払利子のうち、調整所得の一定割合の額を超える部分は、損金不算入	調整所得の一定割合を超える純支払利子は、損金不算入	調整所得の一定割合を超える純支払利子は、損金不算入	調整所得の一定割合を超える純支払利子は、損金不算入	調整所得の一定割合等を超える関連者等への純支払利子は、損金不算入
損金不算入 の対象となる 利子の支払先	・原則として 関連者	限定なし	限定なし	限定なし	・原則として 関連者
調整所得の 定義	課税所得に、純支払利子、償却費、 受取配当益金不算入額 等を加算	課税所得に、純支払利子、償却費等を加算 ^(注2) ただし、2022年1月1日以降開始する課税年度は償却費等を加算しない(EBIT相当額)	課税所得に、純支払利子、償却費等を加算	課税所得に、純支払利子、償却費等を加算	課税所得に、純支払利子、償却費等を加算
損金 不算入額	関連者純支払利子等の額(※)のうち調整所得金額の 50% を超える部分の金額 ※日本で課税対象とならない関連者等に対する支払利子等の額から一定の受取利子等を控除したもの	調整所得の30%を超える部分の金額	調整所得の30%を超える純支払利子 ^(注3)	調整所得の30%を超える純支払利子	関連者等への支払利子が調整所得の25%超であり、かつ、出資/負債比率等にかかる基準等を超える場合に、これらの基準を超える支払利子

【利子控除制限制度を巡る動向】

EUは、調整所得金額の30%までに限り純支払利子を損金算入できる旨の利子控除制限ルールを含む、租税回避防止指令を採択。これにより、EU加盟国は2018年12月31日(同ルールと同等に有効なルールを有するEU加盟国は、遅くとも2024年1月1日)までに、同ルールを立法・公布しなければならない。

なお、フランスは、同EU指令に基づく利子控除制限ルールを導入するための税制改正案が2018年財政法案に盛り込まれ、本年9月に国会提出されている。

(注1)2017年まではアーニング・ストリップング・ルール(1989年導入)に基づき、対象となる利子の支払先が関連者等に限定されていたが、2018年1月1日以降開始する課税年度より、対象範囲を含め、全面的に制度が改編された(負債資本比率(1.5:1以下)による適用除外も撤廃)。

(注2)調整所得の計算にかかる財務省規則は現時点で未公表。改正前のルール(Treasury regulation § 1.163(j)-2(f))においては、100%益金不算入とされる持株比率80%超の株式以外の株式配当の益金不算入額に限り加算されることとされていた。

(注3)グループ全体による外部に対する純利子費用額のグループ調整所得に対する比率を、固定比率(30%)の代替比率として使用することも可能(グループ比率ルール)。いずれも、控除できる利子費用の額をグループ全体の純利子費用の額に制限する修正デット・キャップ・ルールの対象となる。

(注4)各国とも、負債資本比率や純支払利子額等に基づいて、一定の適用除外要件が設けられている。

【参考】我が国における利子を用いたBEPS事例①（デットプッシュダウン）

※実際の事例を抽象化したもの

- BEPS行動4は、支払利子を用いたBEPSが生ずる場合として、グループ内の高課税法人に第三者からの負債を集中させることを指摘。
- 日本における実際の事例としては、例えば、中税率国の親会社が抱える第三者負債を、日本の法人に移転(*)すること等により、日本からの利益移転を行い、グループ全体の税負担を圧縮していると考えられるケースが見受けられた。

* この場合、日本法人が第三者・関連者から借り入れた資金を関連者株式の譲渡対価の形で、非課税で中税率国の親会社に還流させ、親会社の負債を返済することで、実質的に、日本法人に負債を移転していると考えられる。

